

議案第 4 1 号

小田原市介護保険条例の一部を改正する条例

[改正理由]

国の地域支援事業における取扱方針を踏まえ、家族介護用品支給事業を保健福祉事業として実施することに伴い、当該事業を本市の介護保険の事業として追加するため改正する。

[内 容]

保健福祉事業として、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業を行うこととする。（第 4 条関係）

[適 用]

令和 7 年 4 月 1 日